

小牧市告示第 33 号

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成 20 年小牧市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定により、放置された自転車を次のとおり撤去し、保管した。

令和 7 年 3 月 21 日

小牧市長 山下 史守朗

1 撤去した場所

小牧市下小針中島二丁目 130 番地 小牧市北里市民センター駐車場

2 撤去した年月日

令和 7 年 3 月 21 日

3 撤去した自転車の特徴

整理番号	2
防犯登録番号	無
車体番号	不明
色	白
鍵	無
メーカー	不明
状態	タイヤ空気なし

4 保管する期間

令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 5 月 21 日まで

5 保管及び返還を行う場所

小牧市北里市民センター（小牧市下小針中島二丁目 130 番地）

6 返還を受ける方法

小牧市北里市民センターにおいて、放置自転車等返還申請書を提出し、当該保管自転車の利用者等であることを証明するものを提示する。

7 保管する期間経過後の措置

条例第10号第3項の規定により廃棄等の処分をする。